

産地活性化総合対策事業のうち養蜂等振興推進事業

[継続]

【2, 343(2, 882)百万円の内数】

対策のポイント

花粉交配用蜜蜂が不足しないよう、花粉交配用蜜蜂等を安定供給する取組に対して支援します。

<背景/課題>

- ・近年、蜂群配置の調整や蜜蜂の飼養管理技術の普及が課題となっており、平成24年に養蜂振興法の改正が行われました。
- ・このような中で、養蜂関係者の飼養管理技術の向上や蜂群配置のための実態調査、安定した蜜源の確保等への対策が求められています。
- ・また、平成21年春以降の花粉交配用蜜蜂の需給は、いまだ厳しい状況にあることから、花粉交配用蜜蜂の安定供給のため、蜜源植物の植栽支援、養蜂家及び園芸農家における飼養管理等のデータ収集調査や蜜蜂以外の訪花昆虫の供給力強化について支援を行う必要があります。

<主な内容>

(地区推進)

1. 蜜源植物の植栽支援

花粉交配用蜜蜂を安定的に増殖させるため、夏場以降に不足する蜜蜂の蜜源を含め、蜜源植物の植栽に対して支援します。

2. 飼養管理等のデータ収集調査

花粉交配用蜜蜂の安定確保のため、リース・レンタル用の蜜蜂を活用し、養蜂家及び園芸農家における飼養管理等のデータ収集調査に対して支援します。

3. 花粉交配用昆虫の利用技術実証支援

クロマルハナバチなどの蜜蜂以外の訪花昆虫について、障害果の発生、帰巢能力等について検証を行い、利用する技術の確立・普及に対して支援します。

補助率：定額
事業実施主体：1及び2 協議会に属する養蜂家等
3 協議会

お問い合わせ先：

生産局園芸作物課花き産業・施設園芸振興室(03-3593-6496)

養蜂等振興推進事業

養蜂をとりまく
現状の変化

○近年、蜂群配置の調整や
蜜蜂の飼養管理技術の普及
が課題となっており、平成
24年に養蜂振興法において
以下の改正が行われた。

- ・届出義務対象者の拡大
- ・蜜蜂の適正管理
- ・都道府県の指導強化
- ・蜜源植物の保護及び増殖

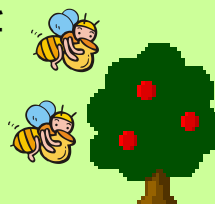
○花粉交配用蜜蜂の需給は
厳しい状況にあるため、花
粉交配用蜜蜂の安定確保が
必須。

花粉交配用
蜜蜂の不足

(地区推進)

・蜜源等実態把握調査

都道府県における蜂群の適正配置等の基礎と
なる蜜源等の実態把握のための調査を支援



・蜜源植物の植栽支援

夏場以降に不足する蜜蜂の蜜源を含め、蜜源
植物の植栽に対して支援

・飼養管理等のデータ収集調査

リース・レンタル用の蜜蜂を活用し、養蜂家及び園芸
農家における飼養管理等のデータ収集調査に対
して支援



・花粉交配用昆虫の利用技術実証

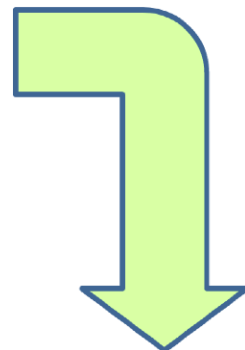
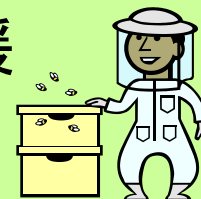
クロマルハナバチ等の訪花昆虫による花粉
交配利用技術の実証に対して支援



(全国推進)

・飼養管理技術向上啓発支援

養蜂関係者への飼養管理技術向上のため
の啓発活動を支援



養蜂振興
法の
円滑な運用

花粉交配
用蜜蜂の
安定確保